

国保・介護保険・後期高齢者医療保険

国保の資格証明書を持つ人の新型コロナに関する受診

◇発熱などの症状のある人が、新型コロナウイルス感染症の疑いで県が指定する診療・検査医療機関を受診するときや、感染した人が医療機関を受診するときは、資格証明書の提示で、保険証と同様の窓口負担割合で受診できます **問**国民健康保険課 **☎216-1230****FAX216-1200**

国民健康保険限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です

◇8月からの新しい認定証が必要な人は、今月から申請できます **対**69歳までの人(原則国保税滞納世帯を除く)、70～74歳の現役並み所得者(保険証の負担割合が3割の人)で市民税の課税標準額が690万円未満の世帯や市民税非課税世帯の人
◇必要なもの…認定証を必要とする人の保険証、手続きに来る人の顔写真付きの身分証明書、認定証を必要とする人と世帯主のマイナンバーが分かる書類、別世帯の人が申請するときは委任状や世帯主の保険証、非課税の人で入院日数が90日を超えるときは、日数の確認ができる領収書など **問**国民健康保険課 **☎216-1228****FAX216-1200**



国保加入者で医療費の負担割合が変わる人への保険証の送付

◇70～74歳の国保加入者は、昨年の所得によって病院などで支払う一部負担金の割合が8月から1年間変更になることがあります ◇該当者には今月中旬に新しい保険証を送付します **問**国民健康保険課 **☎216-1228****FAX216-1200**

国保税の軽減・減免

◇倒産、解雇などにより離職したときや失業(定年退職・自己都合退職を除く)、休・廃業、疾病などで所得が激減したときなど、国保税の納付が困難なときに軽減や減免が受けられることがあります **問**国民健康保険課 **☎216-1229****FAX216-1200**

国保税の納付方法の変更

◇国保税を特別徴収(年金からの支払い)されている人は、申し出により口座振替に変更できます(これから特別徴収される人には事前に案内文書を送付)
◇申し出日により変更時期が異なります **問**国民健康保険課 **☎216-1230****FAX216-1200**

令和3年度後期高齢者医療保険料のお知らせの送付

◇納付方法は普通徴収(納付書や口座振替での支払い)と特別徴収(年金からの支払い)の2通りです ◇納付方法や保険料額は今月中旬に送付する納入通知書で確認を **問**長寿支援課 **☎216-1268****FAX224-1539**

介護保険料は必ず納めましょう

◇介護サービスが必要になったときに安心して受けられるよう保険料は必ず納めましょう
◇失業などで収入が減り、保険料の納付が困難と認められる人は、保険料の減免を受けることができます **問**介護保険課 **☎216-1279****FAX219-4559**

介護保険負担割合証の送付

◇要支援・要介護認定者や事業対象者に、新しい適用期間の介護保険負担割合証を今月中に送付します
◇介護サービスを利用するときは、負担割合証を担当のケアマネジャーかサービス事業者などに提示してください ◇判定方法など詳しくは同封のパンフレットを確認を **問**介護保険課 **☎216-1280****FAX219-4559**



高額介護サービス費などの払い戻し

◇同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます
※福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所や入院中の食費、居住費、日常生活費などを除く
◇申請方法など詳しくは介護保険課 **☎216-1280****FAX219-4559**へ

高齢者・障害者福祉

在宅医療と介護のご案内

◇医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療や介護の専門職が連携して在宅での生活を支えます ◇相談は、かかりつけ医や介護支援相談員、最寄りの長寿あんしん相談センターへ **問**長寿あんしん相談センター本部 **☎813-1040****FAX813-1041**

紙おむつなどを助成します

内在宅の人は現物支給。入院中の人(介護療養病床を除く)は月額4000円を上限に購入費を助成します ※事前に受給資格認定申請が必要(申請月から対象)
対紙おむつを使用している65歳以上で住民税非課税世帯の人(生活保護世帯や介護保険対象施設入所者を除く) **問**長寿支援課 **☎216-1267****FAX224-1539**、各支所の福祉課・保健福祉課

Net119緊急通報システム

◇スマートフォンなどを使って、音声なしで消防へ通報できます ※利用には事前登録が必要 **対**本市に住むか通勤・通学する聴覚・発話機能に障害のある人 **申**詳しくは消防局**HP**か**同局情報管理課** **☎222-0119****FAX225-8119****E**ljoukan@city.kagoshima.lg.jpへ



健康

検診の無料クーポン券の送付

◇対象の検診…子宮頸がん・乳がん・肝炎ウイルス検診 **対**子宮頸がん…前年度20歳になった女性、乳がん…前年度40歳になった女性、肝炎ウイルス…今年度40・45・50・55・60・65・70歳になる、これまで受診したことがない人 ◇有効期限は来年3月31日まで **問**保健予防課 **☎803-6927****FAX803-7026**



無料低額診療事業

対生計困難者 ◇事業の詳細や利用に関する相談、問い合わせは以下の病院へ

病院名	電 話
済生会鹿児島病院(南林寺町)	223-0101
鹿児島生協病院(谷山中央五丁目)	267-1455
谷山病院(小原町)	269-4111
メンタルホスピタル鹿児島(永吉一丁目)	256-4567
今村総合病院(鴨池新町)	251-2221
谷山生協クリニック(谷山中央五丁目)	210-2211
上町いまきいれ病院(下竜尾町)	222-1800
いまきいれ総合病院(高麗町)	252-1090

夏の蚊にご注意ください

◇暑い時期は、蚊が発生しやすくなり、特にヒトスジシマカは、ジカ熱やデング熱といった感染症を媒介するため注意が必要です ◇やぶなどに近づくときは、虫よけ剤を使用し、長袖・長ズボンの着用を心掛けましょう **問**感染症対策課 **☎803-7023****FAX803-7026**



夏の感染症予防

◇プール熱(咽頭結膜熱)、手足口病、ヘルパンギーナ(夏風邪の一種)などのウイルスによる感染症を予防するため、外出後や食事前には手洗い・うがいをしましょう
問感染症対策課 **☎803-7023****FAX803-7026**



腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防

◇十分な手洗いを心掛けましょう ◇生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ入れましょう ◇食品は十分に加熱しましょう(75度以上で1分以上) **問**感染症対策課 **☎803-7023****FAX803-7026**
肝炎は早期発見、早期治療を
◇肝炎は気が付かないうちに肝硬変や肝がんへ重症化することもあります ◇各保健センターでは無料検査を実施しています ◇日時など詳しくは感染症対策課 **☎803-7023****FAX803-7026**へ

石綿(アスベスト)による健康被害の救済制度があります

◇労災保険法などで補償されない、石綿による中皮腫や肺がんなどを発症している人と、石綿健康被害救済法の施行前にこれらの疾病で亡くなった人の遺族に、医療費などが支給されます
問保健予防課 **☎803-6927****FAX803-7026**

食中毒を防ごう！お弁当づくりのワンポイント

◇調理前、食べる前に手洗い ◇調理器具類は十分に洗浄・消毒を ◇食材はしっかり加熱し、冷ましてから詰める
◇保冷剤などを活用し温度管理を適切に **問**生活衛生課 **☎803-6885****FAX803-7026**



献血へのご協力をお願いします

◇献血プラザかもしけクロス、献血ルーム・天文館、移動献血バスのご利用を **問**生活衛生課 **☎803-6881****FAX803-7026**



講座

応募要領は20面

精神障害のある人の家族教室

◇演題…家族の思いや気づき～家族会について知ろう～ **対**市内に住む精神障害のある人の家族 **期**7月30日(金)14時～15時30分 **所**市精神保健福祉交流センター(はーと・ぱーく) **定**15人程度 **料**無料 **申**電話で7月21日までに保健支援課 **☎803-6929****FAX803-7026**へ

認知症介護教室

対認知症の人を介護する家族、認知症の人への接し方を学びたい人 ※認知症の人を同伴するときは別室でボランティアなどが対応 **期**9月10日(金)・30日(木)、10月22日(金)の13時～16時 **所**谷山サザンホール **定**各45人程度(先着順) **料**無料
申電話かファクスで7月12日から長寿あんしん相談センター **☎813-8555****FAX813-1041**へ